

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○指定代理納付者の指定	(税 務 課)	一
○要措置区域の指定	(環 境 対 策 課)	一
○建設業許可の取消し	(事 業 管 理 課)	二
○道路の区域変更	(道 路 課)	三
○道路の供用開始	( 同 )	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都 市 計 画 課)	三
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(建 築 宅 地 課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警 察 本 部 会 計 課)	四
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		六
○資金管理団体の届出		六

## 告 示

○宮城県告示第千四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十二日

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目七番一号  
二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類  
自動車税及びこれに係る延滞金  
寄附金(使途を特定しないものに限る。)  
三 指定期間  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第千四十三号

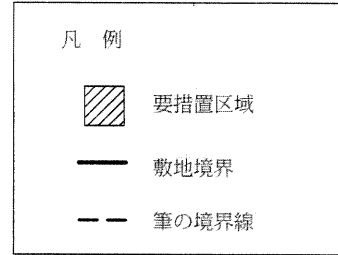
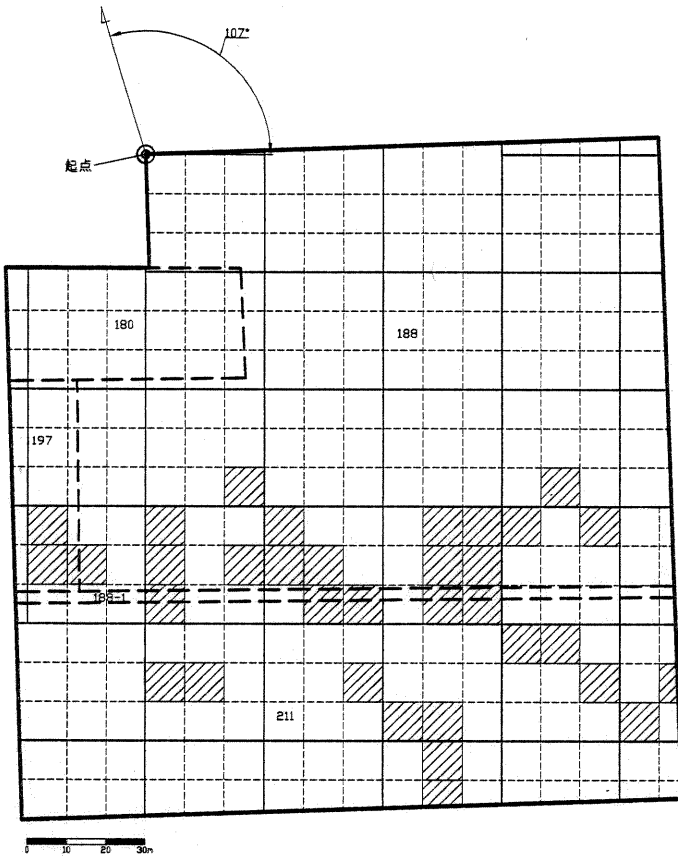
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、要措置区域として、次のとおり指定する。

平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 要措置区域

白石市田町二丁目百八十八番、百八十八番一、百九十七番及び二百一十一番の一部とし、次の図のとおりとする。



<起点>

起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 107°

格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

- 二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
  - 一・一 ジクロロエチレン、シス-一・二 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一 トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼン
- 三 要措置区域において講ずべき指示措置
  - 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

○宮城県告示第千四百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年十一月五日

二 商号又は名称等

株式会社ケイエム建創 金子 眞行	仙台市宮城野区柴四丁目十四番十四号	般一十八 第一万二千三百八十四号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 十月五日
株式会社桂馬園 門馬 伸至	仙台市泉区南中山三丁目十七番九号	般一十八 第八千八百九十七号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 十月十二日
石森秀文 務店 秀文	仙台市太白区東郡山二丁目六番七号	般一十七 第八千三百五十九号	全部廃業 大工工事業	平成二十二年 十月十三日
廣伸建設株式会社 齋藤 光弥	石巻市前谷地字根方山三丁目七番八十六号	般一十七 第七千八百六十六号	一部廃業 大工工事業	平成二十二年 十月十二日
有限会社森材木 店住宅建設 森 正美	巨理郡巨理町字道田西四十五番一號	般一二十二 第三千五百六十六号	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十二年 十月一日
仙都工業株式会社 佐藤 哲生	仙台市宮城野区扇町七丁目三番一十六号	般一二十一 第二千六百零一號	全部廃業 一般建設業 機械器具設置工事業	平成二十二年 十月十三日
有限会社中村住宅設備工業 中村 正子	大崎市鹿島台平渡字新屋敷下四十八番一號	般一十九 第四百四十號	一部廃業 消防施設工事業	平成二十二年 十月十二日
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日